

『ふるさとと納税3.0』

ふるさとと産品創出支援事業

新たなふるさと産品の創出に取り組む事業者に対して、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング（以下、CF）によって集まった寄附金の一部を補助金として交付し、地域経済の活性化を推進します。

募集期間：令和8年5月29日（金）まで



1. 補助金による支援のイメージ

ワインを作って新たな返礼品として出したいので、必要な機材80万円を購入するために、CFによる資金調達に挑戦する。

CF目標額 = 100万円

50万円 = ふるさと納税 募集に要する経費

25万円 = 返礼品代

25万円 = 手数料等

**40万円
= 補助額**

10万円 = 町の収入

発酵貯蔵タンクの購入
80万円
(補助対象経費)



CF目標額を達成すると...

補助対象経費の1/2を補助！！

**補助額
40万円**

(CF目標額×4/10)

補助対象経費の
1/2(40万円)を
自己負担

補助対象経費 = 80万円

- ・ 補助額 (= 寄附額の4/10) が対象経費の1/2に達した時点で事業開始可能
- ・ 目標額達成後も、補助額 = 補助対象経費満額になるまで引き続きCFを実施することも可能



2.主な制度内容

補助対象者	<ul style="list-style-type: none">●新たなふるさと産品を、町のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者●町内に事業所等を有する、又は開設する者で、交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者
補助金額	<ul style="list-style-type: none">●交付する補助金はクラウドファンディング（以下CF）等により資金調達し、寄附額の10分の4を交付します。●CF等の寄附額の10分の4がふるさと産品の創出に係る必要経費のうち、補助対象となる経費（以下「補助対象経費」）の2分の1に達した場合、補助金を交付します。= 寄附目標額（補助対象経費の1.25倍）に達した場合）※寄附目標額に達しなかった場合は、町との協議により補助金を交付する場合があります。●寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の額の範囲（50%以上100%以下）を超えない額（補助対象経費の全額補助も可能）まで交付します。
補助対象経費	<p>新たなふるさと産品の創出に必要な施設・設備等に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none">●土地取得費（測量費、造成費を含む。）●工場、作業場等の建物取得に係る建設費●土地建物等賃借料（補助事業の完了までの期間のものに限る。）●建物付帯設備の整備又は取得に要する経費●新たなふるさと産品の創出等に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費●建物賃借による増改築費●備品購入費（新たなふるさと産品の創出等に要するものに限る。）●賃借料（〃）●委託費（〃）●外部評価費（〃）●その他新たなふるさと産品の創出等に必要と認める経費 <p>※公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、消耗品費、並びに社会通念上不適切と認められる費用は除く。</p>

3.スケジュール

書類提出	企画提案書・収支計画書等の提出【令和8年5月29日(金) まで】
提案審査	選定委員会で審査【令和8年6月30日(火) までに開催予定】 【審査項目】新規性・市場性・成長性・実現性など
決定通知	選定委員会終了後、1週間以内に決定
CF開始	「ふるさと納税CF」サイト等にて実施【令和8年8月中】
補助金交付申請・決定	目標額を達成した日以降に申請、交付申請後30日以内に決定
事業開始	交付決定後に開始

◆上記書類提出期限以降も随時受け付けします。ただし、スケジュールはずれ込む場合があります。